

平成20年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成20年2月25日(月曜日)

議事日程第1号

平成20年2月25日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第105号
- 日程第5 議案第106号から同第116号まで
- 日程第6 議案第117号及び同第118号
- 日程第7 議案第1号
- 日程第8 議案第2号
- 日程第9 議案第94号
- 日程第10 議案第3号から同第8号まで、議案第34号、  
議案第35号及び同第99号
- 日程第11 議案第9号から同第14号まで、議案第46号及び同第47号、  
議案第69号、議案第100号から同第104号まで
- 日程第12 議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、  
議案第70号及び同第71号
- 日程第13 議案第15号から同第33号まで、議案第81号から同第83号まで、  
議案第96号から同第98号まで
- 日程第14 議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号まで
- 日程第15 議案第95号
- 日程第16 請願第1号、陳情第1号及び同第2号、陳情第4号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第105号
- 日程第5 議案第106号から同第116号まで
- 日程第6 議案第117号及び同第118号

- 日程第7 議案第1号  
 日程第8 議案第2号  
 日程第9 議案第94号  
 日程第10 議案第3号から同第8号まで、議案第34号、  
 議案第35号及び同第99号  
 日程第11 議案第9号から同第14号まで、議案第46号及び同第47号、  
 議案第69号、議案第100号から同第104号まで  
 日程第12 議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、  
 議案第70号及び同第71号  
 日程第13 議案第15号から同第33号まで、議案第81号から同第83号まで、  
 議案第96号から同第98号まで  
 日程第14 議案第72号から同第80号まで、議案第84号から同第93号まで  
 日程第15 議案第95号  
 日程第16 請願第1号、陳情第1号及び同第2号、陳情第4号

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原幸	江君	4番	渡辺重	雄君
5番	中村	実君	7番	平野久	樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐哲	夫君
10番	五十嵐健一	郎君	11番	保坂良	一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田長	門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤伸一	君	17番	伊藤文	博君
18番	伊井澤一	郎君	19番	鈴木勢	子君
20番	猪又好	郎君	21番	古畑浩	一君
22番	山田	悟君	23番	池亀宇	太郎君
24番	大矢	弘君	25番	松尾徹	郎君
26番	畑野久	一君	27番	野本信	行君
28番	関原一	郎君	29番	新保峰	孝君
30番	松田	昇君			

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	副 市 長	栗 林 雅 博 君
収 入 役	倉 又 孝 好 君	総 務 企 画 部 長	本 間 政 一 君
市 民 生 活 部 長	小 林 清 吾 君	建 設 産 業 部 長	渡 辺 和 夫 君
総 務 課 長	田 村 邦 夫 君	総 務 企 画 部 次 長	織 田 義 夫 君
能 生 事 務 所 長	小 林 忠 君	企 画 財 政 課 長	山 崎 利 行 君
市 民 課 長	金 平 美 鈴 君	青 海 事 務 所 長	小 掠 裕 樹 君
市 民 生 活 部 次 長	荻 野 修 君	福 祉 事 務 所 長	田 鹿 茂 樹 君
健 康 増 進 課 長	早 水 隆 君	商 工 観 光 課 長	神 喰 重 信 君
農 林 水 産 課 長	岡 田 正 雄 君	建 設 産 業 部 次 長	細 井 建 治 君
新 幹 線 推 進 課 長	吉 岡 隆 行 君	建 設 課 長	小 松 敏 彦 君
消 防 長	黒 坂 系 夫 君	ガ ス 水 道 局 長	月 岡 茂 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	山 岸 洋 一 君	教 育 長	山 岸 欽 也 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長		教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	
生 涯 学 習 課 長		教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長	
中 央 公 民 館 長 兼 務		歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 務	
市 民 図 書 館 長 兼 務		長 者 ケ 原 考 古 館 長 兼 務	
勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長 兼 務			
監 査 委 員 事 務 局 長	七 沢 正 明 君		

+

事務局出席職員

局 長	齊 藤 隆 嗣 君	副 参 事	猪 又 功 君
主 査	松 木 靖 君		

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成20年第1回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、5番、中村 実議員、27番、野本信行議員を指名いたします。

## 日程第2．会期の決定

議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月18日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。議会運営委員会報告を行います。

去る2月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成20年第1回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについてが2件、条例の制定、改廃が31件、指定管理者の指定についてが53件、平成20年度当初予算が14件、平成19年度補正予算が11件、人事案件が4件、その他7件の計122件であります。

このうち議案第1号並びに議案第2号の専決処分の承認を求めることについて、並びに議案第94号、平成19年度一般会計補正予算（第6号）については初日に、また、議案第119号の教育委員会委員の任命及び議案第120号から同第122号までの固定資産評価審査委員会委員の選任の4議案については最終日に、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただき、議案第105号から同第118号までの平成20年度の当初予算議案につきましては、申し合わせにより、議長を除く28名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、ご審査いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査願いたいことで、委員会の意見の一致をみております。

また、会期については、本日2月25日より3月19日までの24日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の付託についてであります。本日までに請願1件、陳情3件が受理されており、請願第1号、住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願は、総務財政常任委員会に、陳情第1号、深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情、陳情第2号、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情、及び陳情第4号、保険でよい歯科医療の実現を求める陳情の3件につきましては、文教民生常任委員会へ付託の上、審査願うことで委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務財政常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事項調査について委員長報告をしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員派遣についてであります。新年度においても本年度同様4件の議員派遣を行いたいものであり、議長発議として最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

最後に、次回の一般選挙における議員定数についてであります。このことにつきましては各会派の代表者、及び一人会派の皆さんで組織する議員定数検討小委員会の検討結果について、議会運営委員会に報告がなされております。

報告の内容は、議員定数を26人、または24人とする両論について、それぞれそれを是とする意見とともに示されたものであり、これを受け議会運営委員会といたしましても議員定数を26人とするか、24人とするかに絞り込み、本定例会最終日まで結論を出すよう積極的に議論を行うことで意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの24日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの24日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知願います。

次の日程に入る前に、市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

議長より特別お計らいをいただきまして、緊急行政報告をさせていただきます。

昨日24日に、発達いたしました低気圧に伴う高波による被害についてご報告申し上げます。

被害は、市内の海岸線のほぼ全域にわたっており、一時、国道 8 号の中宿・鬼伏間で全面交通止めとなりました。現在までに把握いたしております被害状況について、ご報告申し上げます。

能生地域では、マリンドリームで警戒に当たっておりました消防団員 1 名が、波に足を取られ、側溝に転落し重傷を負っております。

施設では、マリンドリームのガラス破損、能生漁港において漁船の破損が 1 隻となっております。

糸魚川地域では、中宿海岸で住宅の一部破損が 1 棟のほか、車庫、倉庫等の全半壊や床下浸水があり、一部住民の方が自主避難をされております。

浦本漁港において荷さばき場の扉が破損、糸魚川漁港においては漁船の転覆が 1 隻、国道 8 号糸魚川バイパスで軽自動車の破損事故が 1 件あります。

青海地域においては、親不知漁港への土砂流入、市振地区において倉庫の半壊、損壊、漁港公園への土砂流入があります。

このほか河川の河口閉塞のほか、今後の調査では海岸施設においても被害があるものと思われま。被災されました方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

市といたしましては、引き続き被害調査を進めるとともに、当面施設の利用に支障がないよう、施設管理者である国・県等と連携をいたしまして、応急処置に対応してまいりたいと考えております。

被害の概略につきまして申し上げましたが、詳細につきましては、今後の調査結果をまとめまして、議員の皆様方にご報告をさせていただきます。

以上であります。

+

+

### 日程第 3 . 所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務財政常任委員会、文教民生常任委員会、並びに議会運営委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

総務財政常任委員会では、閉会中の 2 月 8 日に「人口対策について」の所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

調査は、庁内の糸魚川市人口減少対策検討チームが作成した「平成 19 年度糸魚川市における人口減少対策の施策検討に係る報告書」に基づき、担当課長より説明を受けました。

報告書は、当市の人口減少対策として、中・長期の事業を中心に検討、提案したものであり、すぐ取り組むことのできる事業を「平成 20 年度実施を望む事業」として、具体的な検討、提案をす

る内容でした。

この説明に対し、各委員から出された意見等について報告をいたします。

糸魚川市は、今まで数々の人口対策施策を講じながら、それぞれが単発で終わっている。子供が生まれ、子育てする環境、就学支援、就職支援、住宅補助、高齢者支援、そしてまた生まれてくる子供というふうに、次代につないでいく人口対策計画が必要である。

「子育てをするなら糸魚川市で」という当市独特な施策を考える必要がある。

全国各地で試みている施策を情報収集し、可能なものは施策の中にどんどん取り入れてほしい。

検討チームは、人口減少対策に関係の深い課から満遍なく選ばれた若い職員で編成されており、各課の課長補佐、係長クラスと意見交換をしながら検討したと聞くと、民間の人たちとは意見交換の場を設けていない。一般の人たちが全く知らない中で、一部の市の職員だけでチームをつくり、その施策が予算化される方法は、新しい時代の提案の仕方とは思われない。

当市の20歳から49歳までの未婚率が高い。特に男性の未婚率が高いという状況である。深刻なのは30歳、40歳以上の未婚者である。その辺を考えて、今後は企画してほしい。

企業の従業員に対する子育て支援に関するデータが、国、県においても、当市内の企業においても無い。市内企業を調査の上、実態を把握して、若者が流出しないよう努めるべきではないか。

人口減少対策検討チームは、若い職員で構成されていると聞いた。そうであるなら、今までの行政の壁を破るぐらいの自由な発想と、気概ある報告が欲しかった。また、行政執行部は、検討チームから上がってきた施策をすべて実施するという強い意思で臨むべきである。

このほかにも多くの意見等がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

当文教民生常任委員会では閉会中の1月25日に、現地調査を含む委員会を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

現地調査としては、田沢小学校、フォッサマグナミュージアム、小滝地区軽運動場、西能生地区公民館の調査、及び大和川地区公民館において健康いといがわ21の運動分野の目標である、楽しく身体を動かす習慣の定着を図るための地区運動教室を体験しております。

その後、机上において、

1. 教育環境と教育改革について
2. 生涯学習施策の現状と課題について
3. ジオパークについて
4. 火葬場整備について
5. 医療・福祉制度について
6. 健康増進施策の充実について
7. 所管施設の現状と課題について

の7点を協議題として調査しております。

1点目の「教育環境と教育改革について」では、改正教育3法の糸魚川市における対応及び方針の説明を受けております。

質疑応答において委員より、スポーツ及び文化に関する市長部局への組織変更に対する質問では、当面は、教育委員会が所管し、多角的な面からメリット・デメリットを考えて検討したいとの答弁。また、教育委員への保護者選任の時期についての質問では、保護者の選任は義務化となったので、この法律施行後に最初に任命する委員については保護者でなければならないため、事務的に3月議会で提案することになると思うとの答弁がなされております。

その他、若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

2点目の「生涯学習施策の現状と課題について」では、生き生きスポーツ都市宣言について、生涯学習推進委員会で検討し2案に絞り込み、各方面より意見をいただき整備した、生き生きスポーツ都市宣言(案)について説明を受けております。

なお、担当課より、この宣言のセレモニーについては、市民憲章の制定式典が、合併3周年記念事業として3月19日前後で計画されており、この中で、はつらつ健康都市宣言とあわせ宣言してまいりたい。詳細については関係各課連携し、今後詰めていくとの報告がありました。

3点目の「ジオパーク」では、

1. 世界ジオパークの定義や現状・認定に至るまでの経緯。
2. 日本で世界ジオパークの認定に関心を寄せている13地域の紹介や、今後設立を予定している(仮称)日本ジオパーク委員会の説明など、現在の日本の情勢。
3. 平成19年12月26日に発足し、米田市長が会長に就任した日本ジオパーク連絡協議会の役員名簿や任期について。
4. 糸魚川ジオパーク基本構想(案)の策定などを行う、ジオパーク庁内委員会について。

などの説明を受けております。

質疑において委員より、ジオパークを推進するための組織体制強化についての質問に対し、市長が日本ジオパーク連絡協議会の会長に就任したということで、単なるジオパークの事務だけでなく、



全国の協議会の調整事務も図っていかねばならず、市長が直接指示できる体制のところを検討しているとの答弁がなされております。

その他、若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

4点目の「火葬場整備について」では、糸魚川市火葬場整備方針案について説明を受けており、今後の予定として、火葬場整備方針を3月までに策定、平成20年度に火葬場整備基本計画について市民の意見を伺い、基本設計を経て都市計画決定の予定であり、その後、用地買収、建設工事というスケジュール。

また、能生火葬場については大改修などは考えておらず、新火葬場が供用開始された後、施設や使用状況を見ながら判断するとのことであり。

委員より若干の質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありませんが、要望として、新しい火葬場が、全国から翠の交流都市として注目されるようなすばらしいデザインにすべきとのことや、能生火葬場については、住民にしっかりした説明をしていただきたいことが述べられております。

5点目の「医療・福祉制度について」は、糸魚川市高齢者福祉施設整備方針についてと、後期高齢者医療制度についての2項目について、調査を行っております。

糸魚川市高齢者福祉施設整備方針については、29人以下の地域密着型介護老人福祉施設、通称、ミニ特養の整備促進の方策として、3地域に各1カ所、合計3カ所とし、入所定員の合計では87人を目標として、社会福祉法人の施設整備を促進していく。

具体的には、補助制度創設により法人の施設整備を支援することとし、補助制度は最高で1,450万円の補助額となるとの説明を受けており、委員より若干の質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

後期高齢者医療制度については、担当課よりパンフレットなど資料に沿って制度の説明を受けております。

糸魚川市としては、

1. 新たに発生する保険料を徴収し、新潟県後期高齢者医療連合会に納めることになるので、このための特別会計を新たに設置し、老人保健医療特別会計は精算のために2年間存続させる。
2. 広域連合から示された予算ベースでの保険料の見込額は、新潟県では1人当たり5万3,304円にて、全国に比べても低い方である。

糸魚川市の保険料の見込みは、1人当たり4万9,620円で、平成18年度の国保税と比べても16.5%ほど低くなっている。

3. 制度の周知として、市の広報で8月号から3月号まで掲載。出前説明は、地区老人クラブ会長及び老人クラブ連合会へ説明を行い、1月24日現在の実施状況では、10地区で290人であった。

今後の実施予定については14地区を予定、広域連合としてもチラシの配布、新聞掲載、新聞折り込みをして取り組んでいるとの説明を受けております。

委員から、若干の質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

6点目の「健康増進施設の充実について」では、特定健康診査及び特定保健指導についてと、健康都市宣言についての2項目について、調査を行っております。

特定健康診査及び特定保健指導については、生活習慣病予防を強化するため、老人健康法を高年齢者医療の確保に関する法律に改め、4月より、40歳から74歳の被保険者、被扶養者の医療保険者に対し、特定健診・特定保健指導が義務づけられ、実施することについて説明を受けております。

なお、健診受託機関については、保健指導に重点を置くことと、健診日を受診者が選択できるように、また、結果を早く通知できるようにということから、集団健診から施設健診へと移行。

受託医療機関については、糸魚川総合病院健診センターと、能生国保診療所で実施。そして、市内の医療機関での健診については協議を進めていく。

住民への周知については、従前よりの周知に加え、平成20年3月の広報本紙にて特集を組み、周知強化を行うとのことです。

委員から、市民への周知及び交通手段についての質問には、概要が確定し広報できる状態になったのが最近であり、期間が少なく、市民の理解が十分に至っていないと考えることから、問い合わせの窓口を国民健康保険係とし、問い合わせなどに対応するマニュアルを作成する。また、糸魚川市国民健康保険の該当者には、個人通知で周知する。交通手段については検討課題との答弁。

4月からの制度だが、実際の特定健診・特定保健指導の実施時期についての問いには、早く始められて6月ごろとの答弁でした。

健康都市宣言については、はつらつ健康都市宣言（案）の内容について説明を受けております。

7点目の「所管施設の現状と課題について」、指定管理者制度の見直しについては、今までの3カ所の墓地に6カ所の墓地を糸魚川市の墓地に加える。糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例案を提出する予定であり、指定管理者については地域密着型施設であり、公募はせず、それぞれの墓地管理組合を指定管理者とする予定との説明がなされております。

委員より、使用料の見直しも含め質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終了いたします。

訂正を1つお願いいたします。

6点目の健康増進施策の充実についての項目で、「老人保健法」と言わなければいけないところを、「老人健康法」と言ったようでありますので、訂正しておわび申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

議会運営委員会の市外調査報告を行います。

議会運営委員会では、去る1月22日及び23日に、静岡県熱海市と同県伊豆市を訪問し調査を実施していますので、その結果について報告をいたします。

調査項目としては、「議員定数について」「議会のIT化について」「議会だよりの充実について」「議会改革などについて」であります。

まず、熱海市であります。熱海市は伊豆半島東側付け根に位置し、市街地のほとんどが連なる丘陵地であり、道路も勾配の急な上り下りの坂の多い町であります。面積的には当市の12分の1と狭く、人口の集積度も高い地であります。人口は4万1,200人です。

熱海と言えば、温泉、ホテル、旅館が密集しているイメージがありますが、近年、温泉を引いたリゾートマンションがふえており、それらに対する道路、上下水道などのインフラ整備の先行投資が、財政面に大きな影響を与えているとのことであります。

一昨年に熱海市長が、財政危機宣言を行いました。しかしながら、財政力指数は1を超え、地方交付税不交付団体であります。危機宣言につきましては、地元経済団体や観光協会などから熱海のイメージダウンにもつながるといふことで、取り下げ要望が出されております。また、議会における財政危機宣言撤回を求める要望の決議などを得て、翌年、財政再建スタート宣言と言いかえた経過があります。

議員定数につきましては、法定上限定数26人に対して、平成10年には24人、平成14年には21人と順次減員し、平成19年には19人とすることとして現在に至っています。

定数減のデメリットとして、市民の声が市政に反映しにくくなっていること、一般的に市長の権限が強くなり過ぎるなどのことであって、メリットよりもデメリットの方が大きいと思うと話されておりました。

議会運営のIT化については、民間業者のCATVによる一般質問の放映が既に行われておりました。インターネット中継については、必要性は理解するものの、財政的な問題ですぐに対応できないとのことであります。

また、本会議場へのパソコンの持ち込みが可能となっていました。これは一般質問の時間は答弁も含め1人40分とし、会派ごとに時間を割り振り、1会派の上限を180分として、会派所属議員の多い順に質問を行っています。答弁によっては重複質問を省いたり、質問の切り口を変えたり、質問原稿を変える必要があり、本会議場へのパソコンの持ち込みが許可されたとのことであります。ほとんどの議員が質問に立たれますが、2日間で終了するとのことであります。

ちなみに、本会議開催時間は、午前9時半から午後5時半であるとのことであります。時間の調整や日数の短縮は、今後、当市でも検討の余地はあるとの意見も出されております。

議会改革の面では、任意の議会運営懇談会を持ち、議会の活性化や効率化などについて議論されているとのことであります。

その他、特徴的なこととして、老朽化している庁舎の対策についてであります。新庁舎そのものをリース方式で検討しているということでもあります。財政建て直しに向けて市職員を3年間、事務職員を補充せず、23年度までに118人の減員をするということでもあります。

次に、伊豆市であります。平成16年4月に、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の4町が合併して伊豆市が誕生しております。面積は363.97平方キロメートルと、静岡県では3番目に広い面積を有し、人口、約3万7,000人の市であります。

議員定数は法定上限数26人に対し、合併協議会において、合併時には在任特例を適用し58人、合併半年後に行われる選挙において26人、その次は22人とすることにしていたが、昨年来の協議により、本年10月に行われる選挙から20人とすることで決定しておりました。

議員削減によるメリットとしては経費節減、デメリットとしては市民の声が行政に届きにくくなる。特に広い市域における辺地の意見を、吸い上げることが難しくなるということでありました。

合併当初、市長と市議会議員の同時選挙による混乱を懸念し、市議会選挙を半年遅らせ行いました。しかし、その4年間で議員の欠員が3名出て、4月に行われる市長選挙において3名の議員の補欠選挙を行い、また、半年後に本選挙を行わなければならないということになり、当初の配慮が裏目に出たというお話をされておりました。

議会のIT化では、CATVの実施を業者をお願いしているところだが、地元には農協の有線放送施設などもあり、調整に苦慮しているということでもあります。

議会だよりについては、議会に編集委員会を設置し、議員主導で広報しているが、一部議員のホームページやブログで私的な議会報告がなされ、偏った意識が形成される傾向にあることから、中立公平な情報を伝えるため、12ある小学校区をそれぞれ1単位として議会報告会を実施するべく検討しているということでもあります。

その他、合併後、新庁舎は建設していないので、市役所の機能が分散しており、市民サービス向上のために機能集中が必要と考えているが、諸々の事情があり検討が進まないということでありました。伊豆市議会も市の中心部から車で30分ほどかかる、天城湯ヶ島支所に設置されていました。また、市の職員についても10年間で半数にする方針であるとしていました。

今回訪問しました2市におきましても、議員定数を検討する中でいろいろな意見が出され、さまざまな検討の後、方向づけがなされています。「議員定数は永遠の課題である」という熱海市議会事務局長の言葉は、当市議会にもうなずけるものであります。また、いったん減らしてしまえば、現在の状況に復元することができないということから、慎重な検討が必要であるという貴重な意見や提言を伺ってまいりました。

当市におきましても、現在、議会運営委員会において議員定数の検討を行っており、今回の研修で得た情報も十分参考にして、本定例会の会期中に一定の方向づけが行えるよう努力してまいりたいと考えております。

また、議員定数に限らず、さまざまな分野で同様の悩みを抱えながら、議会運営や議会改革がなされていることをつづさに拝見し、当市議会におきましても今回の視察を参考に、今後取り組めるものは、積極的に検討していきたいと思っております。

以上で、議会運営委員会の市外調査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第105号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第105号、平成20年度系魚川市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成20年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成20年第1回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります平成20年度予算をはじめ、条例の制定及び改廃、人事案件などの議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

この機会に、新年度の市政運営に挑む私の所信の一端と、平成20年度予算、及びその主要施策の概要について申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解と、より一層のご協力を賜りたいと存じます。

初めに、平成20年度の予算編成に当たっての国・県の動向について申し上げます。

政府は、1月の通常国会において、今年を生活者や消費者が主役となる社会へ向けたスタートの年と位置づけ、新年度予算は成長力強化、地域活性化、国民の安心・安全といった重要な施策課題にきめ細かく配慮し、メリ張りのあるものとしたと表明いたしております。このような視点で編成された新年度の国家予算案は、一般会計総額で83兆613億円、前年対比0.2%の微増となっております。

歳入においては、新規国債発行額を4年連続の減額といたしておりますが、景気の減速懸念による税収の伸び悩みから、外国為替資金の特別会計の譲与金を繰り入れております。歳出では、公共

事業費を引き続き3.1%の減といたしておりますが、社会保障費の増や地方交付税の増、公立小中学校の教職員定数の増が盛り込まれており、一般歳出が0.7%の増加となっております。全般的には、ねじれ国会を反映いたしまして、地方にやや配慮する一方、構造改革は少し停滞したのようになっております。

これを受け、6年連続でマイナスとなっていた地方財政計画は、地域格差是正のため地方再生対策費4,000億円の創設により、総額8兆3,900億円と0.3%の増加に転じましたが、同対策費を除くと実質0.2%の減少であり、骨太方針2006で示された歳出削減の方向性は変わっておりません。

地方交付税については、臨時財政対策債を含めた出口ベースでの実質交付税総額を2.3%増とし、5年ぶりに増額といたしております。また、地方再生対策費は、4,000億円のうち2,500億円を市町村配分とし、特に財政力が弱く小規模な市町村に重点配分するほか、合併市町村を優遇することが示されております。

また、県予算につきましては、中越地震、中越沖地震から復旧・復興経費の増加となっており、一般会計の総額は1兆1,834億円と前年対比0.6%の微増で、3年ぶりのプラス予算となっております。

歳入では、地震の影響などにより県税が減収となる一方、地方交付税は増額となっておりますが、県の借金に当たる県債の大幅増加を余儀なくされております。

歳出では、中越沖地震などの災害の復旧・復興を最重点に掲げ、子育て環境の整備や雇用の場の創出、確保など、人口減少に歯どめをかける施策に力を入れるほか、県民生活に直結する福祉・医療・教育の分野に配慮をし、選択と集中により政策プランに基づく重要施策等事業を、さらに推進することが示されております。県財政は依然厳しい状況にありますので、今後、公共事業をはじめ県民サービス全般への影響が懸念をされております。

こうした県・国の状況を受けて、平成20年度の市政運営の基本的な考えを申し上げます。

当市の平成20年度予算につきましては、大変厳しい財政状況の中で市民の皆様のご要望にできるだけおこたえするため、前例や慣例にとらわれず、経常経費の削減と事業や制度の見直しを行い、施策の選択と集中を意識して予算を編成いたしましたところであります。

新年度において、次の5点を重点的に取り組む考えであります。

- 1つ目は、地域医療対策と健康づくりの推進。
- 2つ目は、安全・安心のまちづくりの推進。
- 3つ目は、地域の発展につながる産業の育成と振興。
- 4つ目は、自然資源を活かした誘客の促進と観光の振興。
- 5つ目は、主要交通ネットワークの整備促進であります。

これら5点の重点施策を中心に総合計画の各施策を推進し、まちづくりの目標「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」に向かって、本市が抱える課題への対応と、私の市長任期の総括に向けた予算といたしたところであります。

1つ目の「地域医療対策と健康づくりの推進」では、地域の基幹的病院である糸魚川総合病院の施設整備に対する支援、緊急医療体制の維持と医師の確保対策に取り組み、地域医療対策を強化し、さらに運動を中心といたしました健康づくり事業の取り組みを充実いたしまして、市民の皆様が健

康にお暮らしいただけるまちづくりを推進してまいります。

2つ目の「安全・安心のまちづくりの推進」では、自主防災組織の設立支援、避難所の耐震化、一定の防災知識を有する防災士や防災リーダーの育成、安全・安心メールの活用などに取り組み、市民の皆様が防災・防犯の活動と連携をいたしまして、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

3つ目の「地域の発展につながる産業の育成と振興」では、農林水産業をはじめとする地場産業の育成と、既存企業の新たな事業展開への支援など産業振興に取り組み、若者の働く場の確保とUターン・Jターン就職を促進し、人口減少対策に結びつけたいと考えております。

4つ目の「自然資源を活かした誘客の促進と観光の振興」では、当市のヒスイやフォッサマグナなどの地質遺産、そして海、山などの変化に富んだ自然資源、さらにそこでの人の営み、地域固有の文化や産業資源を結びつけ、ユネスコが支援する世界ジオパークの認定を目指すとともに、学習や体験も組み合わせた交流人口と観光誘客の増加につなげたいと考えております。

5つ目の「主要交通ネットワークの整備促進」では、北陸新幹線の整備促進、姫川港の機能拡充、地域高規格道路の計画促進と国道8号バイパスの整備促進、都市計画街路など市街地や各集落を結ぶ道路網の整備、バス路線の再編など交通ネットワークを整備促進し、生活や産業の基盤となる都市機能を充実してまいります。

これらを踏まえて、新年度の一般会計予算額は260億1,500万円で、前年度と比べて17億9,900万円、率で6.5%の減とし、国民健康保険事業をはじめとした特別会計の総額は176億860万円で、11.2%の減、企業会計は29億9,207万円、8.2%の減としたところであります。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の予算の総額は、466億1,567万円で、前年度予算と比べて42億9,134万円、率で8.4%の減としたところであります。

次に、予算の主要施策の概要について、平成20年度当初予算参考資料の42ページ、総合計画実施計画事業の予算概要に従い説明を申し上げます。

1番目の「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」について申し上げます。

「子どものすこやかな成長支援」では、特別保育事業、育児相談などの子育て支援事業、妊婦や乳幼児の母子保健健康診査事業を実施していくほか、乳児、子供の医療費助成、児童手当の支給、保育料の軽減など、子育ての経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、昨年度から実施した不妊症治療費の助成、さんさん子育てサポート事業も実施し、さらに新年度から、次世代育成支援行動計画の後期計画策定に着手するほか、新規にあそびアドバイザー活用促進事業、子供の生活リズム改善事業を実施するとともに、市役所と両事務所に妊婦子供連れ優先駐車場を設置し、地域全体で子供たちの健全な育成を推進するとともに、少子化対策に多角的に取り組んでいきたいと考えております。

「高齢者への支援」では、介護保険制度の円滑な運用と介護予防事業により一層力を入れるとともに、在宅生活を支援するため地域の皆様の協力のもとに、一人暮らし高齢者の安否確認や、通院のための外出支援サービスなどを充実してまいります。

また、在宅介護が困難な高齢者の入所施設といたしまして、地域密着型介護老人福祉施設の整備を促進するため、新たな支援制度を実施いたしてまいります。

一方、シルバー人材センターの運営や、老人クラブの活動に対する支援などを通じて、元気な高齢者の活躍の機会づくりを促進してまいります。

「地域で支えあう福祉の推進」では、地域福祉計画と災害時要援護者避難支援プランに基づき、だれもが住み慣れた地域で安心して過ごせることができる社会の実現に努めるとともに、地域福祉を支える事業を担っている社会福祉協議会の運営助成、モデル事業に対する支援を実施してまいります。

また、障害を持つ方々の経済的な負担の軽減を図るため、障害者の医療費や交通費の助成、特別障害者手当の支給などを行うとともに、障害者自立支援法のもとで、地域での生活支援や社会参加の促進、就労活動の支援を実施してまいります。

「健康づくりの推進」では、これまでの基本健診にかわって、新年度からスタートをする特定健診・特別保健指導の円滑な実施に努めてまいります。なお、国保加入者の健診費用については、これまでどおり自己負担をなくし、健診率の向上を目指してまいります。

また、運動を取り入れた健康づくりを推進するため、水中運動教室、地区運動教室等の開催を拡充するとともに、地域の運動推進員、水中運動サポーター等の養成を行ってまいります。

「地域医療体制の充実」では、新年度から糸魚川総合病院に循環器内科医師が新たに3人加わり、4人の体制を整えることにより、一刻を争う循環器医療体制の充実が図られることとなりました。

救急医療体制につきましては大変厳しい状況にありますが、糸魚川総合病院、よしだ病院、市医師会の協力を得まして、1次・2次の救急体制に努めるとともに、地域の救急医療のさらなる充実を図るため、今後とも関係機関と検討を行ってまいります。

また、当市のこれからの医療を担う人材を確保するため、これまでの就学資金貸与事業に加え、新年度から市独自の医師養成修学資金貸与制度、診療所開設等支援制度などを新たに設け、医師確保に力を注いでいく考えであります。

2番目の「明日を担うひとづくり」について申し上げます。

「就学前教育・学校教育の充実」では、子供たちの学ぶ意欲と学力の向上を推進するため、教育補助員の配置をはじめ、標準学力検査に基づく授業の改善、教職員の指導力の向上に努めるとともに、幼稚園、保育園、小・中・高等学校の連携・協力を一層推進し、子供の成長段階に応じた教育指導体制の向上を図ってまいります。

また、いじめや学校生活への不適應など生徒指導上の諸問題に対処するため、教育相談員や教育補助員を配置して、きめ細やかな相談体制の確保に努めてまいります。

さらに、ふるさとの資源や文化を知り、この地域を愛する心を育むため、教師、保護者、地域住民が協力して、ふるさと学習や食育活動を充実してまいります。

学校の施設整備において、能生学校給食センターの改築、糸魚川東小学校の校地整備、磯部小学校のグラウンド改修を実施するほか、耐震化を進めるため糸魚川中学校体育館の調査設計、及び木浦小学校と根知小学校体育館の耐震診断を実施してまいります。

「生涯学習の充実」では、昨年度策定いたしました生涯学習推進計画に基づき、地域社会やまちづくりの課題、個人のニーズなどに対応した講座や講演会を実施してまいります。

また、公民館制度と地域コミュニティとのあり方など制度の見直しについては、市民の関係各層の皆様からなる委員会を組織し、全市的な視点で議論をいただき、新たな体制づくりの検討を進め



てまいります。

一方、施設整備においては、地区公民館の耐震診断に取り組み、診断を完了する見込みであります。

「文化の振興」では、世界ジオパークへの日本第1号の認定を目指した取り組みを進め、ジオパークをキーワードとして、市内に点在する豊かな地質資源、地形景観、文化資源を結んだ体験型学習機会への提供と情報発信を推進し、交流人口と観光誘客の増加にもつなげたいと考えております。

また、糸魚川市文化協会の活動や、市民の皆様が自主的かつ主体的に開催する文化芸術鑑賞事業や歌劇「奴奈川姫」の公演を支援するなど、市民の皆様がすぐれた芸術や美術作品、地域の芸能文化を鑑賞できるよう事業を展開してまいります。

「生涯スポーツの振興」では、美山陸上競技場の改修、姫川流域コミュニティスポーツセンターの建設、姫川運動広場の改修などスポーツ施設の整備を図るとともに、健康づくりを推進する各種のスポーツ教室の実施と、各種目の競技力向上を促進してまいります。

また、平成20年度には、トキめき新潟国体のリハーサル大会といたしまして、全日本総合女子ソフトボール選手権大会が当市の美山球場で開催されますことから、その取り組みと本大会の受け入れ体制の整備を進めてまいります。

3番目の「便利で快適なまちづくり」について申し上げます。

「交通ネットワークの整備」では、昨年度策定をいたしました、いといがわ交通ネットワークビジョンに基づき、広域交通網の総合的な整備と市内の道路網、及び公共交通手段の充実に努めてまいります。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進については、新潟県及び長野県側の関係機関と連携をいたしまして、取り組みを進めてまいります。

国道8号糸魚川東バイパスについては、平成21年度開通を目指し整備を促進し、これに接続する県道西中糸魚川線の整備についても同時の完成を目指し、精力的に取り組んでまいります。

さらに中央大通り線のうち、市道上刈白馬通線から国道148号までの第3期区間について、早期事業着手に向けた取り組みを促進する一方、糸魚川駅南線の整備も進めてまいります。

また、8号の親不知地区においても、国道の防災対策事業の促進も図ってまいります。

姫川港では、貨物量の増大に対応するため引き続き護岸の整備を促進するとともに、緩衝緑地の用地取得を促進するなど、港湾機能の拡充と港湾環境の整備に向け働きかけてまいります。

北陸新幹線の建設では、平成26年度の完成を目指し、市内各地区で進められております工事の促進に努めてまいります。

一方、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、県及び関係団体との連携をいたしまして、新たな経営体制に関する調査検討を進めてまいります。

地域住民の身近な公共交通機関でありますバス路線については、平成20年10月のバスダイヤ改正に合わせて、市街地を巡回する路線を組み入れるなど再編成する方向で、バス運行の関係者と協議いたしてまいります。

「北陸新幹線開通に向けたまちづくり」では、在来線糸魚川駅の橋上駅舎整備及び南北自由通路整備について、JR西日本等の関係機関と協議をしながら、平成21年度の実施設計に向けた調査を進めてまいります。

また、駅周辺の駐車場と駐輪場の整備は、駅北口広場の整備については、平成20年度及び21年度に、都市計画事業の決定を得るよう取り組みを進めてまいります。

さらに、糸魚川駅北地区の歩道のバリアフリー化を進めるほか、新幹線開業時の駅周辺整備について、新たなまちづくり交付金事業の採択を目指し、その計画を策定してまいりたいと考えております。

「地域情報化の推進」では、市内の携帯電話不感地域の解消に向け、新たに3地区での移動通信用鉄塔の整備を図ってまいります。また、平成23年に予定されるテレビ放送の完全デジタル化に対応するため、テレビ共聴施設に対する支援に取り組んでまいります。

一方、市内の情報通信基盤整備については、目まぐるしく進展をする情報通信分野の動向を見据えながら、当市の行政情報の提供方法を検討し、その基盤整備について調査設計を進める考えであります。

「住みよい住環境の整備」では、都市計画道路中央大通り線第3期区間の整備にあわせ、糸魚川地域上刈地区でミニ土地区画整理事業を実施することについて、関係者と協議をしながら準備と支援を進めてまいります。

水道管網広域化事業では、糸魚川地域の水源の多様化を図るため、新たに梶屋敷水源地を本年3月末に供用開始し、さらに将来、糸魚川地域から能生地域へ送水するため、梶屋敷水源地から能生地域への配水管の整備に着手いたします。

また、糸魚川地域の早川簡易水道整備におきましては、平成20年度に給水範囲をさらに東塚地区などに拡大をいたしまして、平成21年度の完成を目指し整備を進めてまいります。

ガス熱量統一事業では、3地域で異なる都市ガスの熱量を13Aに統一するため、平成20年度から準備作業を実施いたしてまいります。

一方、青海ガスホルダーの更新をはじめ、老朽化したガス・水道管の更新、ガス・水道の供給管網を効率的に管理するためマッピングシステムを導入し、安全で安定したガス・水道の供給に取り組んでまいります。

污水处理対策では、糸魚川地域下早川地区の公共下水道整備を進めるほか、浦本地区の実施計画に取り組むとともに、老朽化いたしております能生及び青海の浄化センターの設備改修と耐震改修を実施してまいります。

また、公共下水道区域外の浄化槽整備事業も推進し、污水处理普及率の向上を図ってまいります。

「国土の保全と整備」では、糸魚川地域大所地内の葛葉山腹の崩壊防止工事など砂防・治山・治水事業を促進するとともに、蓮台寺2号雨水幹線など排水路の整備、浦本中宿海岸や大和川漁港海岸、糸魚川海岸、青海海岸や寺地海岸の保全施設整備をはじめ、冬季波浪による被害が著しい海岸における災害復旧事業を促進してまいります。

4番目の「交流いきいき産業のまちづくり」について申し上げます。

「働きやすい労働環境づくり」では、ふるさと就職面談会などを通じた市内企業への就職を一層促進するため、新たに地元企業の見学会を開催するほか、就職者向け企業案内の作成に対する助成制度を新設するとともに、若者の市内就職を促進するため就職資金の貸し付けと利子補給事業も引き続き実施してまいります。

「活力ある商工業の振興」では、引き続き専任の職員を配置して、企業訪問等を積極的に行い、

企業が抱える課題などの解決に向けた取り組みを支援するとともに、中小企業の経営の安定化と新たな設備投資に対する低利貸付事業、企業立地に対する助成、固定資産税の課税免除を実施してまいります。

また、商店街が行うイベントなどの事業活性化に向けた活動への助成、北陸新幹線の開通を見据えた糸魚川駅北地区の商店街社会実験などの取り組みを支援してまいります。

「魅力ある観光の振興」では、世界ジオパークへの認定を目指し、地域が誇る地質文化遺産を国内外にアピールすることにより学習活動や体験活動を通じた交流人口の拡大と、観光誘客に結びつけたいと考えております。

また、定期観光バスの運行支援、観光イベントの実施支援などを含め、ジオパークと連携した受け入れ企画の検討や準備など、観光客の誘致を促進するとともに、観光協会や市内の温泉、ボランティアガイド、JRと連携をしながら、積極的な誘客宣伝活動に取り組んでまいります。

「農林水産業の振興」では、地域農業の中核的担い手となる意欲的な農業就業者や法人等に対する経営支援に努めるほか、中山間地域の営農支援、農業者と地域住民が協力した農地・水・環境保全向上対策事業を推進するとともに、地元産の農産品の消費拡大を促進してまいります。

また、広域農道や一般農道などの道路網の整備、農地等補完保全整備事業、県単農業農村整備事業など、農業生産基盤の整備を促進してまいります。

林業振興においては、森林整備活動への支援、地場産木材の利用促進に対する助成を行うほか、林業の施業コストの低減を図るため、引き続き林道の整備を推進してまいります。

また、地元産木材の流通拡大を図るため、森林組合の林業高性能機械整備に対して助成をしております。

一方、漁業振興におきましては、能生漁港について衛生管理型漁港として整備を促進するほか、筒石漁港、親不知漁港の施設設備の整備を引き続き促進してまいります。

5番目の「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」では、市民や事業者の方々、そして行政がより一層協力して、地球温暖化防止対策など環境保全活動に取り組むため、環境基本計画の策定に取り組みます。また、一般廃棄物処理基本計画の策定も進め、廃棄物の減量化と再資源化を一層推進してまいります。

一方、老朽化してきた火葬場を改築するため、糸魚川火葬場整備に関する基本計画の策定、基本設計の検討を進めてまいります。

「安全・安心のまちづくり」では、自主防災組織の設立、活動支援に努めるとともに、防災士の資格取得に対する助成を新たに行うなど防災リーダーを育成し、地域の助け合いによる防災対応力の向上を推進してまいります。

また、引き続き能生地域の防災行政無線屋外子局の整備を進めるほか、消防能生分署改築に向けた実施設計に着手してまいります。

さらに、消防車両の整備、耐震性防火水槽、消防団無線の整備などを進めるとともに、早川分遣所の救急車両更新にあわせ、高規格救急車を配備し救急業務の高度化を図ってまいります。

6番目の「自立と協働のまちづくり」について申し上げます。

「自主的・主体的なまちづくり」では、市民の皆様の主体的な地域づくり活動を広げるため、ま

ちづくりパワーアップ事業による支援を実施しながら、自分たちのまちを自分たちの手でつくり上げていくための相談、情報提供、人材育成、活動助成を実施するとともに、男女共同参画による社会の形成と、外国人の方々とともに生活できる地域社会づくりを促進してまいります。

また、結婚を望む未婚の男女の出会いを促進する縁結びハッピーコーディネート事業も、引き続き実施してまいります。

一方、新市合併後、満3周年となります3月19日に、市民憲章と市の木、市の花、市の鳥、市の石を制定し、糸魚川市民の心のよりどころとなるよう普及啓発に取り組んでまいります。

「効率的な行財政運営の推進」では、糸魚川市総合計画を基本として、現状の課題と将来のまちづくり目標をしっかりとらえ、各施策を効果的に実施してまいりたいと考えております。

行政改革につきましては、行政改革大綱及び推進計画を基本に、より一層簡素で効率的な行政運営を図り、市民や企業の皆様と知恵を出し合い、この地域の資源と魅力を引き出す協働のまちづくりを進め、地方分権にふさわしい行政体制づくりに取り組んでまいります。

新市制度の市の組織につきましては、世界ジオパークの認定を目指し、全庁体制で取り組むため、ジオパーク推進室を企画財政課内に設置し、また、企業誘致や既存企業の新たな事業展開へ支援を強化するため、商工観光課内に企業支援室を設置するなど、室・係レベルの組織の見直しを行い、財政運営につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律で新たに示された財政指標を基準にしながら、歳出の削減とともに適切な財源の確保に努めるとともに、行政改革の実現化とあわせ、歳入歳出の一体改革に取り組んでまいります。

また、特別会計につきましては、独立採算の原則を基本といたしまして、各会計の健全化を図り、一般会計から各特別会計への繰出金の削減について、努めてまいりたいと考えております。

特に、公共下水道事業特別会計については、一般会計からの基準外繰り出しが多額となっており、今後ともさらに増加する見込みでありますことから、下水道使用料の改定についても検討してまいります。

以上、平成20年度予算概要と主要な施策、及びその取り組み方針について申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。議案第105号の提案理由説明とさせていただきます。

訂正をして、おわびをさせていただきます。

「健康づくり推進」のところで、これまで基本健診にかわって新年度からスタートをする特定健診・特定保健指導と申し上げるところを、「特別保健指導」と申し上げまして、これを「特定保健指導」とかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑につきましては、予算の大綱にとどめますようご協力願います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算

審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、笠原幸江議員、渡辺重雄議員、中村 実議員、平野久樹議員、田原 実議員、五十嵐哲夫議員、保坂良一議員、高澤 公議員、倉又 稔議員、久保田長門議員、大滝 豊議員、斉藤伸一議員、伊藤文博議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、猪又好郎議員、古畑浩一議員、山田 悟議員、池亀宇太郎議員、大矢 弘議員、松尾徹郎議員、畑野久一議員、野本信行議員、関原一郎議員、新保峰孝議員、松田 昇議員。

以上、28人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました28人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時35分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますのでご報告いたします。

委員長に、松尾徹郎議員、副委員長に、伊藤文博議員。

以上であります。

日程第5．議案第106号から同第116号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第106号から同第116号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第106号は、平成20年度の国民健康保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ52億9,600万円で、平成19年度に比べ0.6%の増といたしております。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費であり、歳入の主なものは、前期高齢者交付金を見込んでおります。

議案第107号は、平成20年度の国民健康保険診療所特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,360万円で、平成19年度に比べ6.2%の減といたしております。

歳出の主なものは、医療用消耗品費でありまして、歳入の主なものは、診療収入を見込んでおります。

議案第108号は、平成20年度の老人保健医療特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億790万円で、平成19年度に比べ19.3%の減といたしております。現行の老人保健医療制度が平成20年3月31日で廃止され、4月1日からは後期高齢者医療制度へと移行するため、予算総額が大きく減少となっております。

歳出の主なものは、医療給付費でありまして、歳入の主なものは、支払基金交付金及び国庫支出金を見込んでおります。

議案第109号は、平成20年度の後期高齢者医療特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億9,580万円であります。今年の4月1日から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、新たに特別会計を設置いたしましたものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び繰入金を見込んでおります。

議案第110号は、平成20年度の介護保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ45億5,300万円で、平成19年度に比べ6.9%の増といたしております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス等給付費でありまして、歳入の主なものは、国庫支出金及び支払基金交付金を見込んでおります。

次に、議案第111号は、平成20年度の柵口温泉事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ2億7,470万円で、平成19年度に比べ2.6%の増といたしております。

歳出の主なものは、権現荘管理諸費及び運営費、柵口温泉センター管理費、償還元金並びに売店事業費でありまして、歳入の主なものは、使用料及び手数料、繰入金並びに諸収入を見込んでおります。

議案第112号は、平成20年度の有線テレビ事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,140万円であります。有線テレビ事業にかかる収支を明確化するため、新たに特別会計を設置いたしましたものであります。

歳出の主なものは、有線テレビ施設運営事業費及び償還元金でありまして、歳入の主なものは、使用料及び手数料並びに繰入金を見込んでおります。

議案第113号は、平成20年度の公共下水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ50億7,790万円で、平成19年度に比べ62.8%の増といたしております。前年と比較しまして予算が大きく伸びた理由は、公的資金補償金免除の繰上償還であります。

歳出の主なものは、市債償還元金でありまして、歳入の主なものは、繰入金及び市債を見込んでおります。

議案第114号は、平成20年度の集落排水・浄化槽事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ3億3,080万円で、平成19年度に比べ6%の減といたしております。

歳出の主なものは、農業集落排水事業污水处理費、漁業集落排水事業污水处理費、浄化槽維持管理費、浄化槽整備事業、水路改修支援事業及び公債費でありまして、歳入の主なものは、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金並びに市債を見込んでおります。

議案第115号は、平成20年度の簡易水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ6億6,750万円で、平成19年度に比べて13.2%の増といたしております。

歳出の主なものは、簡易水道施設整備事業でありまして、歳入の主なものは、国庫支出金及び市債を見込んでおります。

議案第116号は、平成20年度の集合支払特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億4,400万円で、平成19年度に比べ4.9%の減といたしております。

歳出の主なものは、光熱水費でありまして、歳入の主なものは、光熱水費振替収入を見込んでおります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

まことに申しわけございません。議案第108号の老人保健医療特別会計予算で、平成19年度に比べ「91.3%」の減と申し上げるところを、「19.3%」と申し上げまして、本当に失礼いたしました。訂正をいただきたいと思っております。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第 6 . 議案第 1 1 7 号及び同第 1 1 8 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 6、議案第 1 1 7 号及び同第 1 1 8 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 1 1 7 号は、平成 2 0 年度の水道事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を 6 億 1, 4 1 0 万円、支出額を 5 億 2 8 3 万円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を 2 億 1, 7 7 0 万円、支出額を 6 億 8, 1 1 4 万円といたしております。

次に、議案第 1 1 8 号は、平成 2 0 年度のガス事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を 1 1 億 5, 8 7 2 万円、支出額を 1 0 億 8, 9 7 4 万円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を 2, 7 5 1 万円、支出額を 7 億 1, 8 3 6 万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第 7 . 議案第 1 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 7、議案第 1 号を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第1号は、平成19年度の一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ1,450万円を追加し、総額を283億9,153万円といたしております。

歳出では、要援護世帯灯油代等助成事業を追加し、高騰している原油価格の対応策として、要援護世帯のうち生活困窮世帯に対し、緊急的に灯油代等の一部を助成することとしたものであります。歳入では、地方交付税、県支出金及び繰入金を追加いたしております。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご承認をいただきますようお願い申し上げます。

申しわけありません。歳入の「繰越金」を「繰入金」と申し上げました。繰越金にご訂正願います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

それでは、一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

議案第1号の12ページ、13ページをごらんをいただきたいと思います。

本事業は、昨年末の原油価格の高騰による灯油値上がりに対しまして、生活困窮者への支援を目的とした事業であります。要援護者世帯で、かつ市民税非課税世帯を対象に1世帯5,000円の灯油代を助成するものであります。降雪期を控えて緊急かつ速やかに対処したいことから、専決補正といたしたものであります。

歳出では、3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費において、本事業に要する扶助費等1,450万円の追加をお願いするものであります。

次に、10、11ページでございますが、歳入、10款、1項、1目、地方交付税を追加、15款、県支出金では、2項、2目の民生費補助金の追加であります。これは生活保護世帯への助成に対する県補助金であります。

このほか19款、1項、1目、繰越金を追加をいたしております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第8．議案第2号

+

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第2号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の報告でありまして、解散により、平成20年3月31日限りで上越地方広域事務組合を脱退させ、また、申し出により、同年4月1日から新潟県中越福祉事務組合及び刈谷田川水防事務組合を加入させるとともに、市町村合併等により同日から村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町及び岩船地域広域事務組合を脱退させ、新たに村上市を加入させるとともに、組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って規約を変更するものといたしましたものであります。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしました  
と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

日程第9・議案第94号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第94号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたしま  
す。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第94号は、平成19年度の一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ  
6,000万円を追加し、総額を284億5,153万円といたしております。

歳出では、道路除排雪事業を追加し、今冬の降雪に伴います市道の除排雪に対する対応をいたし  
たいものであります。歳入では、地方交付税を追加いたしております。

債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおりであり、農業用施設維持管理費、市営林道

開設事業、漁港海岸保全施設整備事業、漁港整備事業、道路修繕事業、道路新設改良事業及び小学校校舎等営繕費を追加し、早期発注と事業の推進を図りたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本日配付の資料、債務負担行為の追加をごらん願いたいと思います。

今回の補正理由としましては、3点ございます。

1点目としましては、国の補正予算に伴う債務負担の追加でありまして、概要は、資料（1）のとおりであります。市営林道俎山線開設に5,800万円、大和川漁港離岸堤整備に1億円、親不知漁港沖防波堤に5,000万円、合計で2億800万円。ゼロ国の予算づけを受けましたので追加するものであります。

補正理由の2点目としまして、工事の端境期をなくするための早期発注であります。概要は、資料の（2）のとおりでして、農業用施設維持管理の修繕で2件、240万円、道路修繕事業で17件、4,040万円、道路新設改良で3件、1,250万円、小学校校舎等の営繕で3件、540万円、合計25件、6,070万円であります。補正予算が成立したならば、できるだけ3月中に、もしくは4月早々に発注したいというものであります。

補正理由の3点目としましては、道路除排雪事業費の補正であります。概要は予算書、歳出の10ページ、11ページをごらん願います。

今冬は当初、暖冬ぎみで推移しましたが、2月に入ってから降雪が続きまして、特に山間部で多いことから、2月末で一応、予算額を上回る見込みとなりました。そういうことで今回、今後の除雪も勘案をしまして、除排雪委託料を6,000万円追加したいというものであります。

また、財源としましては、特別交付税を充当しております。

なお、本補正予算につきましては補正理由のとおり、できるだけ早く予算執行したいということで、一応、初日即決をお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は、以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号、平成19年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

13時まで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第10．議案第3号から同第8号まで、議案第34号、  
議案第35号及び同第99号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議案第3号から同第8号まで、議案第34号、議案第35号及び同第99号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第3号は、市民憲章等策定委員会条例の廃止についてでありまして、市民憲章等の策定が終了いたしましたため、条例を廃止したいものであります。

議案第4号は、犯罪のない安全・安心なまちづくり条例の制定についてでありまして、犯罪のな

い安全で安心なまちづくりを推進するため必要な事項を定めたいものであります。

議案第 5 号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありまして、職員の旅費に関する条例の改正に伴う字句の修正、市民憲章等策定委員会の廃止、及び公民館体制等検討委員会の設置に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 6 号は、職員の旅費に関する条例等の一部改正でありまして、職員の旅費計算の簡略化、及び旅行の実態に適合した制度へ改めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 7 号は、基金条例の一部改正でありまして、青海事務所建設基金を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 8 号は、温泉施設権現荘条例の一部改正でありまして、柵口温泉権現荘及び温泉センターの利用区分及び使用料の見直し並びに字句の修正をするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 3 4 号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでありまして、移動通信用鉄塔を整備するため計画を変更いたしたいものであります。

議案第 3 5 号は、指定管理者の指定についてであります。水崎会館の指定管理者を水崎地区に指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

次に、議案第 9 9 号は、平成 1 9 年度の柵口温泉事業特別会計の補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 2 4 7 万円を減額し、総額を 2 億 6 , 7 8 1 万円といたしております。

歳出の主なものは、権現荘管理諸費及び権現荘売店事業費の減額、並びに権現荘運営費の追加であります。歳入の主なものは、使用料及び手数料、諸収入の減額、並びに繰入金の追加であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第 1 1 . 議案第 9 号から同第 1 4 号まで、議案第 4 6 号及び同第 4 7 号、  
議案第 6 9 号、議案第 1 0 0 号から同第 1 0 4 号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 1 1、議案第 9 号から同第 1 4 号まで、議案第 4 6 号及び同第 4 7 号、議案第 6 9 号、議案第 1 0 0 号から同第 1 0 4 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第9号は、リフレッシュふるさと施設条例の一部改正でありまして、条例の題名変更、並びに長者温泉ゆとり館の利用区分及び利用料金の見直しをするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第10号は、グリーンメッセ能生条例の一部改正でありまして、大平やすらぎ館の利用区分及び利用料金を見直すため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第11号は、企業立地促進条例の一部改正でありまして、市の奨励措置の有効期限を国の支援措置の有効期限に合わせるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第12号は、森林公園条例の一部改正でありまして、白池森林公園の完成に伴い、直営で管理する森林公園として追加するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第13号は、市営住宅条例の一部改正でありまして、旧横町東教職員住宅を用途変更し、市営住宅として管理運営を行うため、及び市営住宅から暴力団員を排除するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第14号は、特定賃貸住宅条例の一部改正でありまして、特定賃貸住宅から暴力団員を排除するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第46号は、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてでありまして、港南公園として筒石漁港改修事業で整備した大字筒石字除戸2848番地先の公有水面埋立地9,740.66平方メートルについて、新たに生じた土地の確認をいたしたいものであります。

議案第47号は、字の変更についてでありまして、港南公園として筒石漁港改修事業で整備した大字筒石字除戸2848番地先の公有水面埋立地について、大字筒石字除戸として字を変更いたしたいものであります。

議案第69号は、市道の認定についてでありまして、丸山ほ場線など市道4路線の認定についてであります。議会の議決をお願いいたしたいものであります。

次に、議案第100号は、平成19年度の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ9,925万円を減額し、総額を31億1,862万円といたしております。

歳出の主なものは、処理場建設費、汚水枝線築造事業、公共下水道補償工事及びガス水道局庁舎改修事業の減額、並びに市債償還元金の追加であり、歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金、諸収入、及び市債の減額であります。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表のとおりであります。

議案第101号は、平成19年度の集落排水・浄化槽事業特別会計の補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,026万円を減額し、総額を3億228万円といたしております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業の減額であり、歳入の主なものは、国庫支出金、及び市債の減額であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第102号は、平成19年度の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）でありまして、

歳入歳出それぞれ178万円を追加し、総額を5億9,284万円といたしております。

歳出の主なものは、公債費利子の減額及び基金積立金の追加であり、歳入では、繰入金の減額、及び諸収入の追加をいたしております。

議案第103号は、平成19年度の水道事業会計の補正予算(第2号)でありまして、収益的収入では、消費税還付金633万円を減額し、総額を6億3,314万円といたしております。

また、収益的支出では、消費税1万円を追加し、総額を4億8,515万円といたしております。

一方、資本的収入では、企業債、工事負担金及び補助金において計6,156万円を減額をし、総額4億3,398万円といたしております。

また、資本的支出では、原水及び浄水設備整備費、並びに配水及び給水設備整備費において、計1億8,486万円を減額し、総額を8億7,582万円といたしております。

議案第104号は、平成19年度のガス事業会計の補正予算(第2号)でありまして、収益的支出では、消費税702万円を追加し、総額を11億1,242万円といたしております。

一方、資本的収入では、工事負担金1,080万円を減額をし、総額を3,997万円といたしております。

また、資本的支出では、供給施設整備費1億5,815万円を減額し、総額を4億5,503万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、  
議案第70号及び同第71号

議長(五十嵐健一郎君)

日程第12、議案第36号から同第45号まで、議案第48号から同第68号まで、議案第70号及び同第71号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご説明を申し上げます。



議案第36号から議案第45号まで、議案第48号から議案第68号まで、並びに議案第70号及び議案第71号は、指定管理者の指定についてであります。

議案第36号は、能生マリンホールの指定管理者を、株式会社能生町観光物産センターに、

議案第37号は、海の資料館 越山丸、マリンミュージアム 海洋の指定管理者を、株式会社能生町観光物産センターに、

議案第38号は、神道山公園の指定管理者を、上小見地区神道山公園管理運営組合に、

議案第39号は、長者温泉ゆとり館の指定管理者を、中尾区に、

議案第40号は、能生海洋公園の指定管理者を、株式会社能生町観光物産センターに、

議案第41号は、系魚川市グリーンメッセ能生の指定管理者を、火打山麓振興株式会社に、

議案第42号は、シャルマン火打スキー場の指定管理者を、火打山麓振興株式会社に、

議案第43号は、系魚川市親不知ピアパーク施設の指定管理者を、株式会社親不知企画に、

議案第44号は、シーサイドパレースキー場の指定管理者を、株式会社系魚川シーサイドバレーに、

議案第45号は、白馬山麓国民休養地の指定管理者を、白馬山麓国民休養地運営協議会に、

議案第48号は、田屋会館の指定管理者を、下田屋自治会に、

議案第49号は、猿倉多目的集会センターの指定管理者を、猿倉区に、

議案第50号は、下湯川内センターの指定管理者を、湯川内農家組合に、

議案第51号は、湯川内生活改善センターの指定管理者を、湯川内区に、

議案第52号は、田伏会館の指定管理者を、田伏区自治会に、

議案第53号は、釜沢生活改善センターの指定管理者を、釜沢区に、

議案第45号は、市野々会館の指定管理者を、市野々区に、

議案第55号は、根小屋多目的集会センターの指定管理者を、根小屋区に、

議案第56号は、山口生活改善センターの指定管理者を、生活改善センター管理運営協議会に、

議案第57号は、小滝生活改善センターの指定管理者を、夏中区に、

議案第58号は、大所ふれあいセンターの指定管理者を、大所区に、

議案第59号は、不動山農村公園の指定管理者を、焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、

議案第60号は、上早川農村公園の指定管理者を、焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、

議案第61号は、木地屋の里の指定管理者を、木地屋の里施設管理組合に、

議案第62号は、烏帽子の里ふるさと館の指定管理者を、烏帽子の里管理運営協議会に、

議案第63号は、焼山の里ふれあいセンターの指定管理者を、焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、

議案第64号は、海谷三峽パークの指定管理者を、西海地区自治振興協議会に、

議案第65号は、雨飾山麓しろ池の森の指定管理者を、雨飾山麓しろ池の森管理組合に、

議案第66号は、不動滝いこいの里の指定管理者を、不動滝管理組合に、

議案第67号は、親不知漁港船舶保管施設の指定管理者を、青海町漁業協同組合に、

議案第68号は、上路山村振興センター上路山野草公園の指定管理者を、上路生産組合に、

議案第 70 号は、セイフティコミュニティ広場の指定管理者を、越区に、  
議案第 71 号は、アクアホールの指定管理者を、社団法人糸魚川市シルバー人材センターに、  
それぞれ指定いたしたいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

すみません、訂正をさせていただきたいと思ひます。

「議案第 54 号」を「議案第 45 号」と申し上げまして、まことに失礼いたしました。54 号に  
ご訂正いただきたいと思います。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 13 . 議案第 15 号から同第 33 号まで、議案第 81 号から同第 83 号まで、  
議案第 96 号から同第 98 号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 13、議案第 15 号から同第 33 号まで、議案第 81 号から同第 83 号まで、議案第  
96 号から同第 98 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 15 号は、後期高齢者医療に関する条例の制定についてでありまして、後期高齢者医療制  
度の開始に伴い市が行う事務、保険料の納期等必要な事項を定めたいものであります。

議案第 16 号は、国民健康保険税条例の一部改正でありまして、国民健康保険税賦課のため、基  
礎課税額、介護納付金課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算出基礎となる税率及び軽減額等  
について、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 17 号は、合併に伴う国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部でありま  
して、国民健康保険税賦課のため、合併前の能生町の区域、青海町の区域に係る基礎課税額の算出  
基礎となる税率及び軽減額等について、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 18 号は、市税徴収等の特例に関する条例の一部改正でありまして、65 歳以上の国民健  
康保険被保険者世帯の国民健康保険税を公的年金から特別徴収することに伴い、所要の改正を行

たいものであります。

議案第19号は、墓地条例の一部改正でありまして、市墓地を追加するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第20号は、国民健康保険条例の一部改正でありまして、国民健康保険法の改正に伴い一部負担金の変更等を行うため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第21号は、医療技術者修学資金貸与条例の一部改正でありまして、修学資金の貸与の対象及び返還の免除の基準を見直し、市内に医療技術者として従事しようとする者の養成及び確保を容易にするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第22号は、重度心身障害児福祉手当支給条例の廃止についてでありまして、国の施策による利用者負担軽減拡充及び手当支給から相談支援体制充実へと施策転換をすることに伴い事業を廃止するため、条例を廃止したいものであります。

議案第23号は、ほのぼの通所事業条例の廃止についてでありまして、介護保険事業及び介護予防事業の推進に伴い事業を廃止するため、条例を廃止したいものであります。

議案第24号は、福祉会館条例の廃止についてでありまして、福祉会館ありのみ荘の用途廃止に伴い、条例を廃止したいものであります。

議案第25号は、ひとり親家庭等児童義務教育修了祝金給付条例の廃止についてでありまして、福祉事務所における給付事業を規定する条例等の見直しに伴い、この事業を要綱で規定するため、条例を廃止したいものであります。

議案第26号は、市立保育所条例の一部改正でありまして、市立西海保育園の入所児童数の増加に伴い、定員を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第27号は、市立へき地保育所条例の一部改正でありまして、平成20年3月31日をもって市立今井保育所を閉所するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第28号は、介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正でありまして、保険料の激変緩和措置を延長するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第29号は、公民館体制等検討委員会条例の制定についてでありまして、公民館体制のあり方等について調査、検討する、糸魚川市公民館体制等検討委員会を設置するため、必要な事項を定めたいものであります。

議案第30号は、公民館条例の一部改正でありまして、西能生地区公民館及び上南地区公民館を新たに設置し、能生谷地区公民館の名称を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第31号は、社会体育施設条例の一部改正でありまして、社会体育施設として小滝地区小体育館を新たに設置するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第32号は、集会施設条例の一部改正でありまして、南能生センターを上南地区公民館とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第33号は、都市公園条例の一部改正でありまして、美山球場に夜間照明施設を設置するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第81号は、新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでありまして、市町村合併により平成20年4月1日から、村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町が脱退をし、新たに村上市が加入することとするため、連合を組織する地方公共

団体の数を減少し、また、連合に市町村協議会を設置するため、これに伴って規約を変更したいものであります。

議案第 8 2 号及び議案第 8 3 号は、事務の委託に関する協議についてでありまして、議案第 8 2 号は、児童福祉法に基づく事務の一部の事務を、議案第 8 3 号は、老人福祉法に基づく事務の一部の事務を、それぞれ上越市との協議により規約を定め委託することについて、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

次に、議案第 9 6 号は、平成 1 9 年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 7, 1 5 6 万円を減額し、総額を 5 1 億 4, 8 8 4 万円といたしております。

歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費の減額であり、歳入の主なものは、療養給付費等交付金の減額であります。

議案第 9 7 号は、平成 1 9 年度の国民健康保険診療所特別会計の補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1 0 3 万円を減額し、総額を 1 億 2, 2 5 3 万円といたしております。

歳出では、一般管理費及び医療用消耗品費の減額をし、歳入では、介護保険収入及び繰入金の減額並びに繰越金の追加をいたしております。

議案第 9 8 号は、平成 1 9 年度の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 8, 9 8 6 万円を追加し、総額を 4 3 億 8, 8 4 2 万円といたしております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費の追加、及び施設介護サービス等給付費の減額であり、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の追加をいたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 1 4 . 議案第 7 2 号から同第 8 0 号まで、議案第 8 4 号から同第 9 3 号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 1 4、議案第 7 2 号から同第 8 0 号まで、議案第 8 4 号から同第 9 3 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第72号から議案第80号まで、及び議案第84号から議案第93号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第72号は、小柳墓地の指定管理者を、小柳納骨霊苑管理会に、

議案第73号は、中宿墓地の指定管理者を、中宿区に、

議案第74号は、下大野墓地の指定管理者を、大野区に、

議案第75号は、新船共同墓地の指定管理者を、新船共同墓地組合に、

議案第76号は、小坂地区共同墓地の指定管理者を、小坂地区共同墓地管理組合に、

議案第77号は、今村新田墓地の指定管理者を、今村新田墓地管理組合に、

議案第78号は、タンク山墓地の指定管理者を、タンク山墓地管理組合に、

議案第79号は、石垣墓地の指定管理者を、石垣墓地管理組合に、

議案第80号は、玉ノ木墓地の指定管理者を、玉ノ木墓地管理組合に、

議案第84号は、能生シルバーワークプラザの指定管理者を、社団法人糸魚川市シルバー人材センターに、

議案第85号は、青海総合福祉会館の指定管理者を、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会に、

議案第86号は、下早川保育園の指定管理者を、社会福祉法人慈光会に、

議案第87号は、高齢者共同住宅サンハイツの指定管理者を、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会に、

議案第88号は、ささゆり作業所の指定管理者を、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会に、

議案第89号は、ささゆり東作業所の指定管理者を、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会に、

議案第90号は、通所授産施設好望こまくさの指定管理者を、社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、

議案第91号は、地域生活支援センターこまくさの指定管理者を、社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、

議案第92号は、ビーチホールまがたまの指定管理者を、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会に、

議案第93号は、おててこ会館の指定管理者を、糸魚川市おててこ会館管理運営委員会に、それぞれ指定したいので、議会の議決をお願いいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 15 . 議案第 95 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 15、議案第 95 号、平成 19 年度系魚川市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 95 号は、平成 19 年度の一般会計補正予算（第 7 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 7 億 7,233 万円を減額し、総額を 276 億 7,920 万円といたしております。

歳出の主なものは、2 款、総務費では、基金積立金の追加。

3 款、民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金、障害者介護給付事業及び生活保護扶助費の減額、並びに介護保険事業特別会計繰出金の追加。

4 款、衛生費では、医療対策事業及び水道管網広域化事業の減額。

6 款、農林水産業費では、市営林道開設事業の減額。

7 款、商工費では、中小企業振興資金貸付事業及び景気対策緊急特別資金貸付事業の減額。

8 款、土木費では、道路新設改良事業、港湾環境整備事業、北陸新幹線建設事業及び公共下水道事業特別会計繰出金の減額、並びにガス水道局庁舎改修事業の追加。

9 款、消防費では、防災行政無線整備事業の減額。

10 款、教育費では、埋蔵文化財発掘調査事業及び体育施設設備整備事業の減額。

11 款、災害復旧費では、県営現年農業用施設災害復旧事業、現年林道施設災害復旧事業、過年限道施設災害復旧事業、現年漁港施設災害復旧事業の減額をいたしております。

歳入の主なものは、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入及び市債の減額、並びに繰入金及び繰越金の追加であります。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第 2 表、第 3 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第 16 . 請願第 1 号、陳情第 1 号及び同第 2 号、陳情第 4 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 16、議案第 1 号、陳情第 1 号及び同第 2 号、陳情第 4 号を一括議題といたします。

訂正します。「請願」第 1 号を「議案」と言ったそうでございます。

本定例会において本日まで受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第 1 号は、総務財政常任委員会に、陳情第 1 号及び同第 2 号、陳情第 4 号は、文教民生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 34 分 散会

+

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+

+